

国鉄「分割・民営化」阻止！三里塚二期着工粉碎！

60・3ダイ改阻止 動労千葉のあせん申請に「頭勧告」

13 公勞委
陝東地方調停委員會

卷之三

動勞千葉

85. 3. 7

國鉄千葉動力車労働組合

3月7日 早朝一守使受諾

動労千葉が2月28日に提出した「『60・3ダイ改』に廻れる動力車乗務員の労働条件に関するあっせん申請」に対し、公労委関東地方調停委員会は3月6日曰「あっせん作業の過程で口頭勧告が妥当であると判断した」とし、上記のメモを提示し、3月7日0時40分、労使はこれを受諾した。

時間調整の「畠畠田」と「匂吸枝根」

あせん
経過

労使双方がテレスルにつき、あつせん委員の質問に答える形で、約4時間にわたり論争し、
①3月6日、14時よりオ2回事情聴取を行ひ、山場だとりう認識のもとに

②労使が時間調整の非番日と過員対策について検討し、意図疎通を図られた。といふ、あつせん委員長の提起を受けて終了した。

追いつまぬた当局

① 動力車乗務員の超過勤務による労働強化を緩和するため「時間調整の非番日」を設定すること。

② 「週員」問題について一定の協議ルールを確立すること。

を求めて公労委関東地調委へあっせん申請していたものである。

3月4日に開催された「オ一回事情聴取」では、「あっせん手続きに廻する確認」の後、「あっせん申請に至る経緯と対立事項」について、

このあゝせん作業の中で、「60.3と過員対策はセットである」という動労千葉の主張の正しさが鮮明となり、「過員対策」が焦点化した。そして、夕刻より具体的な「あゝせん案」の提示に入ったが当局側はいちいち本社へ連絡し「あゝせん案」をことごとく拒否したため、あ

三月4日 に麻僧さん
たゞ一回事情聴取では、「あせん
手続きに廻する確認」の後、「あせん
申請に至る経緯と対立事項」について、

日記(二月)

卷之四

—全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！